

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成21年11月20日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 市長招集あいさつ
日程第4 議案第72号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5 議案第73号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第74号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第75号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第76号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について
日程第9 議案第77号 小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結について
日程第10 議案第78号 中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結について
日程第11 委員会付託の省略について
日程第12 議案第72号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第13 議案第73号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第74号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第75号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第76号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について
日程第17 議案第77号 小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結について
日程第18 議案第78号 中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1番	大 島 一 郎 君	2番	前 田 芙 美 子 君
3番	鷺 野 聰 明 君	5番	日 永 貴 章 君
6番	吉 川 三 津 子 君	7番	榎 本 雅 夫 君
8番	岩 間 泰 彦 君	9番	田 中 秀 彦 君
10番	村 上 守 国 君	11番	真 野 和 久 君

12番 鬼頭勝治君
14番 近藤健一君
16番 後藤和巳君
18番 加藤和之君
20番 大島功君
22番 永井千年君
24番 中村文子君
26番 加賀博君
28番 佐藤勇君
30番 柴田義継君

13番 八木一君
15番 小沢照子君
17番 堀田清君
19番 古江寛昭君
21番 大宮吉満君
23番 黒田国昭君
25番 加藤敏彦君
27番 宮本和子君
29番 太田芳郎君

◎欠席議員（なし）

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	総務部長	水谷洋治君
企画部長	石原光君	教育部長	藤松岳文君
市民生活部長	加藤久夫君	人事秘書課長	伊藤辰明君
健康推進課長	横川好子君	学校教育課長	山田喜久男君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第5回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、20番・大島功議員、21番・大宮吉満議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、11月13日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る11月13日に、委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程等につきまして御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

暦の上では立冬も過ぎ、庁舎敷地の木々の葉も、紅葉から落ち葉の季節に移り変わろうとしております。

本日、ここに平成21年第5回愛西市議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、12月定例会を控え、公私とも何かと御多用にもかかわりませず御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本年度も7ヵ月余が経過し、予定した年間主要行事も大半を終えることができました。市民体育大会を初め、文化祭並びに関連のイベント事業には、多くの市民の方々に御参加、お出かけを賜り、盛況のうちに終えることができ、またごみゼロ運動には市民の皆様の御協力により、環境美化に努めていただきましたことにお礼を申し上げます。

現在、国においては、無駄を洗い出す事業仕分け作業が行われ、結果を踏まえて政府予算案の編成がなされるということでございます。新聞報道などでは、大変厳しい状況が伝わってきておりますが、本市にどのような影響が及ぶのか、詳細なことが示されておられません。把握ができかねますけれども、今後の動向を注意しながら、予算編成に努めてまいりたいと思っております。

今臨時会に提案をしております7議案のうち、4議案につきましては、本年8月に人事院から出されました国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、改正をお願いするものでございます。それぞれの主な提案理由について述べさせていただきます。

議案第72号：職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、給料月額平均0.2%の引き下げ、12月に支給する期末・勤勉手当の支給月数2.35月を2.20月に改正、及び住居の新築購入後5年に限り支給をしておりました住居手当の廃止をお願いするものであります。

議案第73号：議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、議員の期末手当、議案第74号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、市長、副市長の期末手当、議案第75号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ1.75月を1.65月に改正をお願いをするものであります。支給基準日が12月1日でありますので、速やかに対応するため、本日お願いをするものであります。

議案第76号：一般会計補正予算（第5号）につきましては、全国的に感染者が拡大しています新型インフルエンザ対策に関する補正予算で、補正額としましては、歳入歳出それぞれ4,526万4,000円を追加し、総額202億4,943万6,000円としております。歳出としましては、新型インフルエンザの予防接種を希望されます生活保護世帯並びに市民税非課税世帯の人を対象に新型インフルエンザの予防接種費用補助金7,360人分を全額補助するものであります。この財源としましては、県補助金と前年度繰越金を充てました。

議案第77号：小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結と、議案第78号：中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結の2議案につきましては、立田地区の小・中学校のパソコン教室のコンピュータ機器等を購入するについて、地方自治法及び議会の議決に付するべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、入札結果を踏まえてお

願いをするものであります。

以上が今臨時会に願いを申し上げます議案であります。いずれも慎重に審議の上、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第72号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第72号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

ただいま上程となりました議案第72号について御説明を申し上げます。

説明を前に、本日お手元に今回の改正に伴います影響額表を配付していただいておりますので、その点もよろしく願いを申し上げます。

愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、平成21年8月11日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定並びに自宅に係る住居手当の廃止に伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第30号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

それでは、恐れ入りますけれども、議案第72号の資料2に基づきまして、説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、条例等の一部改正についての第1条でございますが、第14条第1項第2号は住居手当であります。職員が所有している住宅で、新築購入後5年に限り、月額2,500円の住居手当を支給しておりましたが、廃止をするものであります。

次に、第20条第2項及び第21条第2項第1号は、一般職の勤勉手当でございます。4.5月分を4.15月分に改正するものでございます。21年度の6月期におきまして、既に期末・勤勉合わせまして0.20月凍結しておりますけれども、第1条の条例の一部改正で、12月期に支払う期末手当1.6月を1.5月に、勤勉手当0.75月を0.7月に改正するものです。22年度以降につきましては、第2条の条例の一部改正で、概要書に記載のとおりでございます。

この一般職ですけれども、21年度におきます期末・勤勉手当の引き下げ月数は0.35月でございますけれども、5月の条例改正によりまして、6月期における期末・勤勉手当を既に0.2月分凍結しておりますので、その分を充当いたしまして、今回の12月期では0.15月の引き下げとするものでございます。

次に、第20条第3項及び第21条第2項第2号は、再任用職員の期末・勤勉手当でございます。これにつきましても、2.35月を2.20月に改正でございます。21年度の6月期については、既に期末・勤勉合わせまして0.10月凍結してございます。第1条の条例の一部改正で、12月に支払う期末手当0.85月を0.80月に改正するものです。22年度以降につきましては、第2条の条例の一部改正で、概要書に記載のとおり改正をお願いするものでございます。再任用職員につきましても、21年度におきます期末・勤勉手当の引き下げ月数は0.15月でございますけれども、一般職同様に5月の条例改正によりまして、6月期におけます期末・勤勉手当を既に0.1月分凍結してございますので、その分を充当し、今回の12月期におきましては0.05月の引き下げをお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、3番をお願いいたします。給料月額の改正でございまして、別表第1につきましては行政職の給料表、別表第2につきましては単純労務職の給料表でございます。一般行政職の給料表につきましては、平均改定率が減額の0.2%でございますけれども、ただし、若年層の1級では1号級から56号級まで、2級におきましては1号級から24号級まで、3級につきましては1号級から8号級まで改定はございません。単純労務職給料表につきましても、行政職給与法に準じまして改定をしております。

4番を飛ばさせていただきまして、先に5番の方を説明させていただきます。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛西市条例第8号）の条例の改正を第3条で行うものでございます。平成18年4月に実施されました給料表の切りかえ時におきまして、平成18年3月31日時点の給料月額に達しない職員におきましては、給料月額のほか、その差額相当額を給料として支給するとされておりますので、当該保障額を0.24%引き下げるものでございます。

お戻りいただきまして、4番の附則を説明させていただきますので、附則につきましては、一部改正の9ページのところもあわせてお願いをいたします。

施行期日でございますけれども、第1項、この条例第1条と第3条につきましては公布の日の属する月の翌月の初日、すなわち、この場合は12月の1日となります。ただし、第2条におきましては22年の4月1日からの施行となるわけでございます。

第2項につきましては、12月に支給いたします期末手当に関する特例措置でございます。

4月からこの改正の実施時期、前月11月までの8ヵ月間に係ります公民格差相当分を解消するために12月に支給する期末手当で、減額調整を行うものでございまして、計算方法については記載のとおりでございます。第3項につきましては、人事交流を他の公官庁と行った職員に対する措置でございます。愛西市におきましては、現時点での該当はございません。

以上が議案第72号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第72号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

〇22番（永井千年君）

まず、住居手当です。対象者が24人で24万の影響があるというふうに計算がしてありますが、国家公務員と地方公務員では、借家に住んでいる人と持ち家の人と比率が全く違うし、転勤などで国保民だったら官舎に入っている人の比率も非常に高い。そういう中で、この手当については、非常に地方公務員にとっては対象者が多いということだろうと思うんですが、もともとこの条例の、家賃を払っている人と持ち家の人の1項目と2項目との関係は、両方あってバランスがとれていたというふうに思うんですね。今回、1項目めについてはそのまま、2項について廃止するという理由はどのように説明されているのか、もう少し詳しくしていただきたいのと、それから、この5年の限定措置についての導入時の理由というのは、どのような理由がされてこれが導入されてきたのか、その経緯もちょっとわかりましたら説明をいただきたいなあというふうに思います。

それから、まずそれぞれ改正の項目について、住宅手当については説明がされましたけれど、期末・勤勉手当の一般職と単労職それぞれの、今回の対象になっている人数を合計しちゃってありますので、こちらは数字が出ていなくて、特例措置だけ433と合計で出ていますが、それぞれ説明をいただけないでしょうか。

それと、これモデルケースが出ておりますが、平均で一般行政職、単労職それぞれどういう数字になるのか説明していただけますか。

それから、今度の人事院勧告で、民間給与が平均339万307円、公務員給与が339万1,770円で格差が803円だから、その格差を是正するんだということで言われておりますけれど、実際にここは愛西市の議会でありますので、愛西市の職員の給与は、この勧告で示している数字と比べてどういう数字が出ているのか。私は実際のラスパイレス指数も、ここは他の市に比べても低いですし、実際に格差がどのようなものかということはきちっと検証した上で行われなくちゃいけないと思うんですが、その点はいかがででしょうか。

それから、これらの改正について、人事院勧告による公務員給与の引き下げというのは1998年から始まって、11年間で3回ぐらい勧告が出なかったときもありますが、ほとんど毎年のように引き下げが行われてきて、全国平均で示されている数字が、この11年間で1.1ヵ月期末・勤勉手当が削減をされて、年間平均給与がこの間61万5,000円削減されてきていると。うち本年分が15万4,000円というふうに言われておりますが、これ以外に各種の手当、地域手当の問題もあります。手当の改廃もあると思いますので、これ以上の数字になるわけです。それで、この愛西市におきましては1998年からどのような引き下げが行われてきたのかという、この61万5,000円だとか15万4,000円に該当するような数字というのは、示していただくことができるでしょうか。示していただければ、この間の引き下げの金額を示していただきたいというふうに思います。

それから、特例措置ですね。4月から11月までの官民格差を一時金からマイナスするという特例措置は、今までも行われたことがあるのでしょうか。このような遡及というのは何回かも

う既に、こういうやり方じゃないですけど、遡及のやり方は行われてきておると思うんですが、やはり今の公務員制度からいって、人事院勧告制度からいって、過去にさかのぼるといふ、遡及するということは、労働基本権の対象措置としても最もやっちゃいけないことだというふうには私は思っているんですが、この遡及というものについては、今のような経済情勢でいきますと、急に経済が好転して民間の給料がどんどん上がっていくというふうな状況ではありませんので、いつもこのようなことが行われるということになると、労働基本権の対象措置という、一番の大きなものとかかわりが出てくると思いますが、このことについての見解、今後も愛西市はこういう遡及について行っていく考えがあるのかどうか、説明をいただきたいと思いません。とりあえず以上、第1回、お願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に住居手当の関係でございますけれども、この住居手当につきましては、議員が申されているように、昭和49年から設けられたということで聞いております。それで、平成15年に、財形持ち家個人融資に関するものである住宅の新築の購入後5年に限り支給される手当のみを残して廃止がされてきておりますけれども、今回この廃止に至った理由というのは、財形持ち家個人融資の利用者が大幅に減少し、措置しておく必要が認められないことから廃止するというような見解をいただいております。5年の経過というのは、私どももこの国の考え方に基づいて行ってきておりますので、詳細なことはわかりませんが、廃止する理由というのは、今回このようなことで承っております。

次に人数的なことでございますけれども、お手元にお示しいたしましたように、職員数といましては550人でございます。その内訳といたしましては、一般職としては508人、単労職としては42人でございます。この平均額と言われますけれども、今議員が、一般職並びに単労職とのということだと思っておりますけれども、私どもちょっとそこまでは持っておりませんで、今回の平均額というのは、ここにお示しさせていただきました額を寄せまして全体で割りますと、1人当たり12万7,000円強の減少ということで理解をいたしております。

次に、今回の人事院勧告を検証して、愛西市としてはどうだというようなことでございますけれども、議員が申されたように、愛西市としてはラスパイレスは低いということは承知をいたしております。そういうような中で、私ども、今日まで国の人事院勧告に基づきまして、上がる時も下がる時もお願いをしてきておりますので、今回につきましても、そのような趣旨に基づきまして示させていただいております。

それから、特例措置の関係でございますけれども、今まではあったかというようなお尋ねだったと思うわけでございますけれども、これについては、平成17年にあったというようなことで記憶があるわけでございます。それで、遡及に対しての見解ということでございますけれども、今回におきましては議員が申されたように、民間給与との格差に基づきましての改定でございます。法律の規定におきましては、公務員と民間との給与を年間で均衡させるための所用の調整措置を講ずるということで、遡及ということではなく施行日からの適用ということで、今回この12月1日ということでございまして、我々といましては、先ほども申したように

国の人事院勧告に従って今日まで進めてきておりますので、そういうようなことで、今回もこのような考えのもとにお願いをしたわけでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○22番（永井千年君）

今、1人当たり12万7,000円という数字だけが示されましたが、これは508人の分が幾らなのか、42人の分が幾らなのか、それぞれ1人当たり幾らなのか、合計幾らなのかということについては、今手元がないということですか。これは当然計算すればできることだろうと思うんですが、そんなにそれは時間のかかることなんでしょうか。それをはっきりわかるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、実際この愛西市における平均給与において民間との格差が存在しているかどうかという、この803円というのは国全体で、今のやり方ではじいた数字ですが、そこがそのとおりにやるかどうかは別にしても、検証されなくちゃいけないというふうに思うんですが、当然地域間格差もあすので、それは方法論的にできるのかできないのか、説明をいただきたいと思ひます。実際格差がなければ是正する必要もないわけでありまますので、やはりその地域の実態に基づいて検証されるべきではないかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、今回の今までに比べても大きな削減、特に年間1回じゃなくて夏にも削減がされたわけでありまますので、非常に大きな数字になっています。これは当然、僕は労働組合があるところであれば、労働組合との話も当然あるわけだと思ひますが、愛西市においては労働組合がありませんので、それにかわる措置として、やはり職員の声をお聞ひしておく必要があると思ひますよね。今回も各年代によって、給料表については若年層については削減がないということで、高齢者に重点を置いた削減となっておりますが、そういう声というのは聞かれていますでしょうか。もし声があればちゃんと話をしてほしいという、そういう通知をすることは幾らでもできると思ひますが、やられていないのでしょうか。以上、3点。

○総務部長（水谷洋治君）

まず、単労職と一般職との平均というのはちょっと後にさせていただきますして、民間給与との格差の検証、また地域の実態に応じた検証はというような御質問だったと思ひますけれども、この件につきましては、愛西市独自でこのような調査を行うということになりますと、大変大きな労力等も必要となりますので、そこまでの検証はしておらないというのが現状でございます。

次に、愛西市としては組合がないが、職員のお声をお聞ひする必要というのは、必要であるということはお思ひわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、だれしも下がるというようなことは好むわけでもございませぬ。しかしながら、今の世間情勢等を当然頭に入れたならば、人事院勧告で調査がなされているように、確かに地域間は異なりますけれども、非常に厳しい状況にあるわけでございます。そういうような中で、我々職員といたしましては、今回はたまたま引き下げの方ではございませぬけれども、以前には上がったときもあるわけでございますので、この点につきましては、職員それぞれが我慢をしておるというふうなことで理解を

しておるところでございます。

○人事秘書課長（伊藤辰明君）

永井議員の一般職の職員と単純労務職の職員のそれぞれの平均額ということでございますが、こちらの方、電算の集計が各会計ごと一般の職員、単純労務職員合わせた合計額として上がってございまして、現在、手持ちに一般の職員、単純労務職員の区分のデータがございません。また、そのシステム上、それを拾い出すのに少し時間がかかると担当も言っております、そういう形で、今それぞれの区分ごとの平均額をお示しできない状態ですので、よろしく願いします。

○22番（永井千年君）

後で示していただけるでしょうか。

○人事秘書課長（伊藤辰明君）

拾いまして、お示しさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

期末手当の基礎額について、少しお伺いをしたいと思います。

期末手当の基礎額については条例等に書かれておりますが、基本的にはどういったものを指すのか。それから、あと市長の判断で100分の20まで加算することができることになっておりますけれども、今回どのような現状、部長クラスにではどういった加算がされているかといったルールのなものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

期末手当の加算の関係でございますけれども、主任以上でお断りをさせていただくと同時に、地域手当8%ということをお前提をお願いいたします。

まず最初に、給料と扶養手当を足します。それに0.08%、これは地域手当を掛けます。それに役職加算を掛けて、期末手当の支給割合を掛けたのが期末手当の関係でございます。その役職加算というのは、部長職・課長職等では当然異なってまいりますので、この点もよろしくお願いたします。

○6番（吉川三津子君）

毎年いろんな改定があつて、なかなかわかりにくいんですけども、実際に期末手当の月額が減ったりとかいろいろしているんですけども、実際にいただく皆さんが、月数、一般のサラリーマンですと、この会社は平均何ヵ月支給されますというような発表があるんですけど、私は、市のこういった計算の仕方では発表される月数というのは、現状とずれがあるのではないかと思うんです、そういった加算があつたりなんかするものですから。ですから、部長クラスの方で、実際に基本給の何ヵ月になるのか、課長クラスで何ヵ月になるのかというのが市民の

方々の知りたい数字ではないかなあというふうに思うんですけども、そういった算出というのはされているのか、お伺いをしたいと思います。

○人事秘書課長（伊藤辰明君）

先ほども部長が説明しましたように、期末手当につきましては1.08、地域手当も含めた割合を掛けて、最後にプラス役職の加算もあるんですけど、それをくくって期末手当の月数を掛けることになっておりますので、その加算の部分を、また今言った条例で定めた月数に掛けるといって、解釈で違うと思いますが、その役職で足したものにまた掛けるという解釈ですので、それは人事院勧告に基づくものだと解釈しております。

○6番（吉川三津子君）

私としては、市民の方が知りたいのは、やはり一般の民間と比較してどうなのかということをお知りになりたいと思うんですね。今出ている発表の仕方は、人事院の発表が間違っているとか正しいとかという問題ではなく、愛西市が間違っていると言っているのではなくて、民間の市民の方が知りたいのは、民間と比較した場合、月数がどれぐらい違うのかということだと思うんです。今のこの人事院の発表ですと、民間との比較をした場合、真の比較にはなっていないのではないかなあということをおっしゃるので、それをぜひ一度、資料として出していただきたいなあということをおっしゃるので、今お聞きすると、やっていないということが答弁かなあと思いますので、ぜひそれをお願いしたいというふうに思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第73号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第73号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

ただいま上程となりました議案第73号について御説明を申し上げます。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、平成21年8月11日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、議会の議員の期末手当の改定をするに伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第31号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましても、議案第72号、資料2の3ページをお願いいたします。

議員さんの21年度におきます期末手当の引き下げ月数は0.20月でありますけれども、5月の条例改正によりまして、6月期における期末手当につきましても、既に0.15月分凍結をいたしておりますので、その分を充当いたしまして、今回の12月期では0.1月を引き下げ1.65月とするものでございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしましては、この条例第1条につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日、すなわちこの場合は12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第73号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第74号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第74号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第74号について御説明を申し上げます。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、73号同様に、平成21年8月11日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、特別職の職員の期末手当の改定をするに伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第32号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましても、議案第72号、資料2の3ページをお願いいたします。

内容につきましては、さきの73号と同様に、今回につきましては市長並びに副市長の期末手当の額でございます。引き下げにつきましては0.25月でございますけれども、既に6月期におきます0.15月凍結をしてございますので、その分を充当いたしまして、今回の12月期にお

きましては0.1月分を引き下げで1.65とするものでございます。

附則としまして、この条例第1条につきましては公布の日の属する月の翌月の初日、すなわち12月1日から施行する。ただし、第2条の規定におきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第74号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

議員の期末手当同様で、特別職の期末手当における加算分ということについて、私はともに疑問に思っているわけなんですけれども、この特別職の加算分の根拠についてどのようなお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

この根拠につきましては、愛西市の条例で定めてあるわけございまして、これにおきましては、条例でお認めをいただいて今日に至っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（吉川三津子君）

条例は行政の提案で議会の方で変更もできるということですが、市長として、じゃあこの加算分について条例で定めてあるからいいという御意見なのか、この加算分についての市長のお考え、根拠についてお伺いをしたいと思います。

○市長（八木忠男君）

過去の行政の特別職の立場というものが考えられた内容が含まれているという判断をしております。条例に基づいてという答弁をいたしましたけれども、まさに私の立場としては、そうした過去からのいきさつの中であるという判断をしております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第75号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第75号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第75号について御説明申し上げます。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、73号、74号と同様に、8月11日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、教育長の期末手当の改定をするに伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第33号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましても、先ほど同様、議案第72号資料の2の3ページをお願いいたします。

今回におきましては、教育長の期末手当の引き下げでございまして、引き下げ月数につきましては0.25月でございますけれども、5月の条例改正によりまして、6月期におきましては既に0.15月分を凍結しておりますので、その分を充当いたしまして今回の12月期におきましては0.1月を引き下げ、1.65月とするものでございます。

附則といたしましては、先ほど同様、第1条におきましては公布の日の属する月の翌月の初日、すなわち12月1日から施行する。ただし、第2条の規定におきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第75号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第76号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第76号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第76号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正額につきましては、歳入歳出それぞれ4,526万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を202億4,943万6,000円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますけれども、歳出の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費でございますけれども、この予防費におきまして

4,526万4,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、生活保護世帯、市民税非課税世帯を対象に新型インフルエンザワクチン2回分の接種金額、6,150円でございますが、それを補助するというものでございます。なお、対象人数につきましては7,360人を見込んでおります。

歳入の関係でございますが、1枚戻っていただきたいと思っております。

財源につきましては、県補助金3,394万8,000円、補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1という補助率でございます。そして、市の負担分が4分の1でございます。この4分の1の市の負担分につきましては、繰越金を充当させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第76号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

27番・宮本和子議員。

○27番（宮本和子君）

今回、新型インフルエンザ接種助成費ということで、7,360人が対象ということですが、生保・市民税非課税の内訳はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、現在の新型インフルエンザの罹患率の状況はどのようになっているのか。

また3点目ですが、特に子供の罹患率が高く重症化しているということで、対策を講じているのか。また、ワクチンの集団接種についても、早急に対応することが求められていますが、市の見解はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○健康推進課長（横川好子君）

宮本議員の御質問3点についてお答えをさせていただきます。

最初の御質問の市民税の非課税世帯の内訳、数でよろしかったでしょうか。

生活保護世帯149名と、非課税世帯といたしましては、税務課の方の調査によりまして1万6,000人ほどということで見込んでおります。

それから、罹患率ということの御質問です。市民全員の中の人数をちょっとつかみ切れておりません。小・中学校、それから幼稚園、保育園に通っていらっしゃる子供さんについての調査はなされておりますので、その数で御報告させていただきたいと思っております。19日現在で1,871名で、罹患率を生徒数からいいますと30%弱、29.03%ということで数字が出てございます。

もう1点、小児への対策と、それから集団接種の考えはあるかということの御質問ですけれども、小児への対策につきましては、補正の方で児童福祉課の方から要求をされております加湿器付の除菌器、それらの設置を各施設の方にされるやに情報としては得ております。特別健康推進課の方から小児への対策としては、特には設けておりませんが、今年度集団発生が見込まれたときに、当初に各校にお配りをさせていただいたのと同時に、各施設に貼付をさ

せていただいている手洗いうがいの励行については、日々健診等の折にもPRをさせていただいておるところでございます。

それから、集団接種に関しての御質問ですけれども、この新型インフルにつきましては、接種は個別に、国と接種を行うと手を挙げられた医療機関との契約で接種をされておるものがございます。集団接種につきましては、昨今、新聞等の報道でも1ccバイアルがあるということで、取り組むようにというお話を伺っております。先週11月12日に新型インフルエンザの接種に関しての説明会を愛西市の医師会のメンバーを集めまして御説明をさせていただいた折にも、実は集団接種に関しては、特に医師側からの要望といたしますか、お話しは出ませんでした。昨日も、定例でやります医療機関と行政側の説明会を催しました。それは主に22年度の予定の説明をしたものでございますけれども、その時点でも改めて医師側の方からお話はなかったんですけれども、もしあるとするならば、対応を考えなくてはいけないなあというふうな感じは持っております。以上でございます。

○27番（宮本和子君）

1点目ですが、今1,871人の罹患数ということですが、これは小・中・保育園の内訳はわかれば教えていただきたいと思えます。

それから、ワクチンについてですけれども、今、医療関係者が済んで、やっと妊産婦や基礎疾患のある子供たちや、そういった一般の方たちへの接種が始まっていますけれども、今までの季節性のインフルエンザと新型インフルエンザということで、大変医療機関の方も対応できないという状況があると思うんですよね。先日、国保運営協議会がありましたけれども、医師のお話では、自治体から早急に集団接種の必要性を訴えておられましたけれども、何らかの形で早急に、特に子供たちへのワクチン接種、集団接種を含めて考えるべきではないかと思うんです。今も30%近くの罹患率だということもあわせると、今のところお話を聞きますと、何か入院をされた方が1名あるぐらいで、重症化といっても対応がきちっとされているのか、愛西市ではないようですが、この調子ですとこれからまだまだ、一たん9月から学校閉鎖や学級閉鎖をする中で、またこの11月から学級閉鎖をして、特に小学生なんかが多いみたいに関西の近くでは聞いているんですが、だから、そういう点ではきちっと対応をし、早く小さな子供たちについてはワクチンの接種については対応すべきではあると思いますが、先日も、愛西市からぜひ集団接種をと強く求められた方が見えまして、そこら辺も含めて早急に考えていただけたらなあというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（横川好子君）

先ほど小・中学校の発生数の内訳という御質問ですので、お答えさせていただきます。小学校が1,255名、中学校で616名、幼稚園で87名、保育園で38名というふうに聞いております。

それから、季節性と新型とで医療機関が非常に混乱をしておるというお話ですけれども、たまたまといいますか、本日の中日新聞の記事にもワクチンで混乱をしておるという記事が載っております。非常に混乱をしておるというお声はお聞きいたします。ただ、ワクチンの製造量というのは限りがあるようで、今季節性と新型と同時に生産をしておる中で、季節性を例年の

8割程度の生産、残りの2割を新型ワクチンの製造というふうにお聞きしておる関係で、季節性の方のワクチン接種もふだんお受けになっていらっしゃる方も、この機会に、この騒ぎで接種に駆けつけられているというお声も現場の方からお聞きしておりますけれども、こちらの方としては特に打つ手が無いといえますか、そのように感じておりますので、大変申しわけありませんけれども、そのような答弁でお許しをいただきたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

25番・加藤敏彦議員。

○25番（加藤敏彦君）

今、宮本議員が質問されましたけれども、ちょっと補足的になりますが、お尋ねをいたします。

課長の答弁で、非課税世帯1万6,000人でよかったですか。この接種の対象として7,360人ということですから、予算的には全員対象の予算が計上されていないというふうに判断すればいいかということと、それから、1人当たりの単価、幾らの予算を計上されているのか。それから、この予算が通った場合に、どのようにお知らせをして、どのように費用を、現物支給とかクーポンとかいろんな形があると思いますけど、具体的にどういう対応を、どういうスケジュールで進めていくのか。あと、この費用で全額自己負担なしでできるのか、やっぱり一定の診察料とかいう費用が伴うのか。この費用の対象としているのは接種全体を対象としているのか、ワクチン費用だけなのか、そこら辺の具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○健康推進課長（横川好子君）

加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回補正で上げさせていただいております人数につきましては、全体の該当者の接種率を80%ほどと見込んでおります。それから、1人当たりの単価ということですが、冒頭に企画部長から御説明させていただいたように6,150円の単価で見込んでおります。刻々と情報が変わってきておまして、接種回数も、この予算を組んだ当初はすべての方に2回ということだったんですけれども、先週末11日、内閣厚労省の発表、12日の県からの発表によりますと、その回数もちょっと変化が起きておりますので、余裕がある予算になろうかというふうにも考えております。

それから、周知方法ということですが、先ほど宮本議員の御質問のときにもお話しさせていただきましたけれども、医療対象者につきまして御説明をさせていただきました。その折に、各市民への直接の説明の時間に不足があるものですから、医療機関の方に申し込みと接種スケジュールということで、このようなプリントをお渡しさせていただきまして、申し込みの受け付け、それから接種の日時等をわかる範囲のところまでお示しをしたところでございます。市民向けには、12月1日付で広報を予定しております。その内容といたしましては、今お示しましたこの表とあわせて、受診できる医療機関の一覧表を見開きの2ページをとって

ただきまして掲載をするように今手配をしておるところでございます。

それから、低所得者が接種をするときにお金の流れということだと思われかもしれませんが、これに関しましては、その前に非課税かどうかの確認の書類を出していただきまして、その結果、非課税世帯と認められれば非課税世帯の証明をお出しいたします。それを医療機関にお持ちいただきますと、無料で受けていただけます。その他の診察費等々の負担は一切ございません。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番・田中秀彦議員。

○9番（田中秀彦君）

1点質問させていただきます。

新型のインフルエンザでございますが、当初2遍接種をするということでもございました。また当院もそのようなことだったんですが、何か国の専門家会議で、1回の接種で十分免疫力がなるんじゃないかというようなお話がありまして、1遍でいいんじゃないかというような話があるという報道がなされておりますが、現在、愛西市においては2遍というようなお話がありました。何か先ほど横川課長の方から県の方でもちょっと考えておるんだと、1遍でというようなお話がございましたが、現在2遍接種をしなければいけないのか、あるいは1遍でいいのかということの、将来的にはまだ指針はないと思いますが、その点の見通しをお聞かせください。

○健康推進課長（横川好子君）

田中議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、回数の変動があったということでお話をさせていただきました。今現在の状況といたしましては、健康な成人と妊婦及び65歳以上の者については1回、それから中学生、高校生に相当する年齢の方は当面2回接種とする。ただし、今後、臨床試験の結果、1回という接種もあり得るという厚労省の方からの文書も届いております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎日程第9・議案第77号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第77号：小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、議案第77号を御説明させていただきます。

小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結について。

下記のとおり小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日提出、市長名でございます。

記1として、契約の目的、小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約金額、金4,620万円。4. 契約の相手方、愛知県名古屋市中村区稲西町101番地の1、千代田電子システム株式会社 代表取締役 石田 拓。5. 納入期限、平成22年3月25日。

提案の理由といたしましては、小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入のため、必要があるからでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います、

なお、お手元の方に指名競争入札執行調書も裏面についておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第77号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

何点かお伺いをしたいと思います。愛西市はホームページに一般競争入札の取扱要綱が上げられているわけなんですけれども、今回一般競争入札としなかった理由についてお伺いをしたいと思います。地方自治法の方では、一般競争入札が基本であります。その中でなぜ指名としたのか、その理由についてお伺いを1点したいと思います。

それから、今回この指名会社を決めるに当たって、市の方にもいろんな企業から参加資格者ということで登録がされていると思います。それが何社あって、その中から何社指名をしたのか。その基準は一体何だったのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それからあと、コンピューターについては価格差が大きいわけなんですけれども、こういっ

た価格差の大きいものについて、予定価格を決めるということは大変困難かと思いますが、そういったことで、市としてこういった市場で価格差が大きいものについては、どのような工夫をされて予定価格を算出されているのか、お伺いをしたいと思います。

それから次に、私は今回この指名競争入札執行調書を見て、談合の疑いがあるのではないかというふうに感じました。この談合について、今回の件で調査をされたかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。その理由はなぜかと申しますと、この数字を見てください。これ順番が全部1番から7番まで、金額の順番が一緒であるのはもちろんなんですけど、一番上から見ていきますと、5と2が違うだけで下の数字は全部一緒です、金額が。それから3段目の安達商店につきましても、5と2が違うだけで下の数字が全く一緒です。次の丸石商会についてはけたが変わってしまうということで、すべて一緒ではありませんが、「998」ということで、数字が一緒になっております。それからその下、「1300000」、同じ数字です。「1500000」、一緒です。「2000000」、一緒です。これを見たとき、私は大変疑問を持ったわけなんですけど、こうした入札結果が出た場合、市としてどのような対応をされているのか。私はこれを見たとき、すぐに「あら、変」というふうに思いました。やはりこういった場合に、直ちに何らかの調査をすべきだと思いますが、それについて行ったかどうか。その結果があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（山田喜久男君）

何点か御質問をいただきました。私の方からお答えをさせていただきます。

まず、一般競争入札と指名競争入札の中で、なぜ指名にしたのかということでもあります。これにつきましては、今回地域活性化ということもございまして、できる限り地元の業者さんを入れたいという意向と、今までの指名実績、愛西市におけるパソコンの指名実績を勘案しまして、指名ということにさせていただきました。

何社の指名を何の基準でということもございまして、これにつきましては入札取扱内規というものが市として持っております。ここの中に物品という言葉は出てきませんけれども、工事等入札の基準というのがございます。今まで物品もこの基準を適用させていただいてございまして、その中に2,000万から7,000万においては7社以上という決めがされております。この基準を適用させていただいております。

それから予定価格の関係でございまして、価格差の大きなもの、特にパソコンというのはオープン価格が多うございまして、特にこういったことが言えると思います。そういった中で、私どもが今回取り入れたのは、今回のパソコン導入に伴いまして、設計を組みました。設計はシステム上の話もありますけれども、システムというのはパソコンのシステムのことですけれども、そういった中で、今のオープン価格という中で、設計業者の方が、何社かの見積もりをとりまして、かなり低い価格を設定して設計書を組んでおります。そういった中で、今回の場合、小学校の方の設計価格に対する請負率というのが82.2%という数字になります。そういった中で、私どもとしては、物品ですので最低価格を設けずに予定価格を定めさせていただいております。

それから、談合の調査ということでございますけれども、私ども今回の設計に当たりまして、先ほど申しましたように、非常に厳しい価格の設計依頼をいたしました。できる限り費用を抑えてくれという中で、設計を組ませていただきましたけれども、議員がおっしゃる5,000万円台というのが、今の世間の価格なのかもわかりません。ただ、そういった中で企業努力がございますので、今の千代田電子さんについては、先ほど申しましたような請負率をもって今回入札をしていただいたというふうに考えております。したがって、談合の調査というのは指名審査会が最終的に判断することでございますけれども、学校教育課としては行っておりません。以上でございます。

○副市長（山田信行君）

談合関係について、私からも一言述べさせていただきます。

10月28日に入札を行っておりますけれども、この入札に先立ちまして、指名業者からは誓約書をいただいておりますし、金額の関係が近似値の金額があったといたしましても、私どもは適正に入札を行ってきたものと、そのように信じております。ですから、そんな談合というような疑惑を持っておりませんので、調査もいたす気ではありません。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

では、談合についてお伺いしたいんですけれども、疑惑を持っていないのではなくて、やはり私は常に疑惑を持ちながら、入札はやっていくべきだというふうに思います。この間、こういったものについて、市というのは知識がないわけです。その中でいろんな業者等に見積もりを出させたりとか、いろんなことをされながらやられるのかなというふうに思うんですが、事前に導入する前にそういった業者との接点については、どのように市としてされているのか。やはり給食センターについても、いろんな市には知識のないものがたくさんあるわけです。その中で価格を決めていくというのは大変な作業だろうと思うんですが、そういった点で、この価格を決めるに当たって、専門家との接点はどのようにされているのか。今回この数字というのは、副市長は適正にされたと信じておりますとおっしゃるんですけど、私はぜひ疑いを持って対処すべき数字であろうと思うので、その辺はぜひお願いをしたいと思います。

それから、あと数点お伺いをしたいと思いますが、先ほど該当の会社を7社以上になっているから7社にしたんだと。私が聞いているのは、この7社にした理由、どういった技術があるかとか、そういったことであろうと思いますが、その基準についてお伺いをしておりますので、それをぜひお聞かせいただきたいと思います。

もう一度最後に、この談合の数字について、とても私が疑問に思っているのは、福原分校にコンピューターを入れたりとか、サーバーを1校であるのと2校であるのとあるわけですが、コンピューター会社も得意分野がありますので、こういった内容ですと、下何けたが、何百万という数字が一緒になっているわけで、私としてはとても不自然な数字であろうというふうに思うわけです。ですから、そこら辺までしっかりとよく見て、慎重に、市民の血税ですので、談合についてはやはり疑いを持ってかかるということが基本ではないかと思っておりますので、その点、改めて副市長の先ほどの御答弁、信じているとおっしゃいましたが、やはりこういうこと

は調べていくべきだと思いますが、その辺についてお聞きしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

私ども入札を行うに当たりましては、事前の指名審査の段階から厳正にやっけていこう、そういう関係で進めてきております。おっしゃられるように、疑いとかそういった関係が当然見受けられるのであれば、事前の調査などもしっかりとやっていきたいと、常々そういう考えのもとに今入札を進めてきているところでございますので、御指摘があった点については、引き続き私どもも十分に考慮はしているつもりでございます。

○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方から、今の7社に対する基準ということであります。この7社を選ぶに当たりましては、先ほども説明をさせていただきましたけれども、愛西市に対し、指名競争入札参加願が出されている業者から選ぶわけですけれども、その中で、まず地元を優先させていただいたということでございます。先ほどの基準の7社以上にするためには、今まで愛西市において、こういった専門機器の実績がある業者のところから選ばせていただいたということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

10番・村上守国議員。

○10番（村上守国君）

確認を含めて質問をさせていただきたいと思ひます。

一般会計補正予算（第3号）の説明というのは、21年9月定例会に提案説明がなされたときには、パソコン教室のコンピューター機器等のリース期間が満了する立田南部小学校、福原分校、立田北部小学校分として、139台のパソコンを設置するんだというふうに私は理解をし、5,888万8,000円の予算が議決されたと思ひます。その中で、今回の執行内容を見ますと、例えばパソコン等々につきましては、延べ89台ですから、大分議決内容と執行内容が違ふような感じがいたします。この点について御説明をお願いいたします。

○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方からお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、139台の予算をお願いしたところでございます。それで、今の執行調書に書かせていただきましたのは、タイトルがパソコン教室コンピューター機器等というタイトルでお願いした関係で、コンピューター室へ入れる台数を明示させていただいております。入札につきましては、周辺機器一式の中に実はノートパソコンも入れさせていただいております。そのノートパソコンというのは、特別教室とか普通教室へ各1台配備をさせていただくと、予算計上の中に入れさせていただいております。その合計が139台でございますけれども、今回実は135台になりました。と申しますのは、先ほど申しました詳細設計を組んでいく中で、立田南部小学校、北部小学校には図書室が低学年用と高学年用と二部屋ございました。一部屋

に対し、二つのパソコンが置いてございました。それで、場所的なもの、機能的なものを考えまして、一部屋1台でできるという判断をさせていただきました。したがって、南部小、北部小あわせて4部屋図書室があるわけですけれども、それぞれ1台とさせていただきます、合計でデスクトップとノートパソコンを合わせまして135台ということで、御理解をいただきたいと思っております。

○10番（村上守国君）

よくわかりました。

この問題等につきましては、議案第78号でも同じことが言えるわけでございますけど、要するに予算要求する段階において、もっとしっかりと慎重な見積もり等々をすべきというような感じがいたします。ですから、予算要求は139でありながら、実際の執行は135台ということにつきまして、私はちょっと理解ができないわけでございます。

そこで、予算査定官であります企画部長さんにお尋ねをしたいと思います。

私の今までの記憶の中におきましては、予算計上確実の原則というのがございます。これは六つか七つの項目がございまして、いろいろな予算を計上するにおいて定めておるわけでございます。その中で、要するに見積額と執行する額というのは、正当性がない場合には、予算計上の段階においてはだめですよというような決まりがございまして、愛西市の場合、例えば議決するときの内容と執行上の内容が違うということについて、愛西市の予算計上をする場合においては、要するに頭出しをしておけば、あとは執行の段階において事務局が自由に内容を変えることができるのか。それは査定の段階においてどういうふうに指導し、査定をされておられるのか、査定官としての考えをお尋ねいたします。

○企画部長（石原 光君）

いろいろ御質問をいただきましたけれども、考え方につきましては、今議員おっしゃるとおりでありまして、一応見積もりについては、当然原価の方でシビアな内容といいますか、そういったような徴収の仕方をしていただいておりますというふうには理解しております。

当然予算計上に上がってくる段階では、そのとった見積もりをもとに計上してくると。当然それが一般的なやり方だろうと思っております。その中で、予算を組んだから中身については原価任せだよということではなくて、予算計上というのは過大であってははいけませんし、過少でもあってもはいけません。当然見積もりと執行というのも差が出てきます。その執行差が出てくれば最終的には不用額というものが出てくる。それは減額をするというような措置をとっておりますので、一応予算査定の段階においては、シビアな目で査定をしているつもりであります。ただ、今パソコンのケースを担当課長の方からも説明を申し上げましたけれども、間々そういったケースもあると思っておりますけれども、その査定の段階では現状の内容等を踏まえた中で、予算により近い内容で計上をしていただいておりますというふうな理解をしております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

11番・真野和久議員。

○11番（真野和久君）

幾つかありますので、対応をお願いします。

先ほどの吉川議員の質問の中にもありましたが、とりあえず今回は7社以上という形で7社を選定しましたという話がありましたが、業者指名ですね。これは対象となるような業者は何社ぐらいあるのかというのは回答にもなっていないかと思うので、それをお願いします。

それから、価格を決めるに当たって、設計書を依頼してつくるんだというふうに言われましたが、その設計書における、例えばパソコンの能力とか、あるいはサーバーの能力とか、あるいはLANなどの構築に関しては、例えばコンピューター教室だったら既存のやつを利用するのかとか、そういったことはいろいろ検討されたとは思いますが、大体の能力とか、そうしたものはどういうふうに考えているのか。

それから、例えばパソコンメーカーの指定とかがあるのか。そうしたことについては、どういうふうに考えているのかについて、考え方をお願いします。と同時に、ソフトウェアに関して、当然パソコンだけではなくてソフトウェアの問題も入ってくるかとは思いますが、現状でパソコン教室や、あるいはそれぞれの教室などのソフトウェアに関して、特にパソコン教室でいえば、いわゆるワープロ系とか表計算系とか、そうしたようなソフトウェアがあると思いますけれども、そうしたものの今の買い方がどういうふうになっているのか。例えばパソコンにひっついていてるので買うのか、パソコンにそれぞれ1台ずつに入っているものとして扱って買っているのか。あるいは、いわゆるパックとして、何台分という形でソフトウェアメーカーと契約しているのかというような現状について、説明をお願いします。これは最近でも問題になりますけれども、庁舎や自治体なんかでも、いわゆる違法コピーや何かのが、この前も摘発がありましたが、そういったような問題もありますので、そういったものも含めてどういうふうに確認しているのかについて説明をお願いします。

それから、これは一般から考えるとかなり高いというふうに僕は思うんですが、パソコンの値段からして、当然これは今後の通常のメンテナンス等をどうするのかという問題もあると思いますが、そうしたことについてはどういうふうに考えているのかということについてもよろしく願いをします。

もう一つ、先ほど周辺機器の中にノートパソコンを含むという話がありましたが、ノートパソコンの金額というのはかなり大きいものであって、周辺機器一式にくくられるものではないと思うので、そうしたことはきちっと書くべきだと思います。例えば、周辺機器などでもプリンターとかそうしたものも含めて。一般的に例えばケーブルとか、そうしたものが周辺機器として一括でくくられるのはまだわかりませんが、その辺はきちっとやるべきだと思いますので、そうした点を含めて説明をお願いします。

○学校教育課長（山田喜久男君）

順次、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、こういった指名願が出ている全体の数はということでございます。実は数までは拾っ

ておりません。申しわけありません。愛西市への参加願が出ている物品の参加社数というのは、合計を拾っておりませんので、申しわけありません。

それから、コンピューターの性能とかサーバーの関係で、メーカー指定というのはどうなんだということでございます。先ほども申しましたように、設計書を組ませていただいております。その中で、やはり真野議員がおっしゃるように、システムに対応できる機種でなければなりません。そういった中で、ある一定のメーカーのこの機種以上という選定をさせていただいております。したがって、細かくはこれに対応しなさいということになりますけれども、それが対応できるあるメーカーの機種以上という入札のやり方でございます。したがって、メーカーにおいては指定しておりません。

それから、ソフトウェアの関係でございますけれども、実はパソコン教室のシステムそのものを、設計を組んだ会社に、いわゆる学校、それから関係者等々が寄りまして、そのパソコン教室のシステム自体は決まっております。そのシステムについては、当然各適用できる機種が選んでございますけれども、先ほど言いました表計算云々ということになりますけれども、いわゆるソフトの中で、ウィンドウズV i s t aという指定を設計書の中でさせていただいております。

それから、パソコンのメンテナンスはということでもありますけれども、そのシステムの関係で設計を組んだ業者がメンテナンスをしております。

それから、ノートパソコンの金額が高いから別計ということでございます。これは村上議員と同じことでございますけれども、入札名称をパソコン教室のコンピューター機器等という書き方をさせていただきましたので、申しわけありません。ノートパソコンの数まで記入をさせていただいておりますけれども、細かくは、先ほど村上議員もおっしゃいました135台のうち、小学校におきましてはディスクが96台、ノートが39台という状況でございます。

ノートパソコン1台1台は高いのにとということもございますが、今回設計の中で、ノートパソコン本体だけですけども、1台につきましては8万930円という金額で設計を組ませていただいております。その他周辺機器としまして、先ほど申しました中に入っておりませんが、各パソコン教室一部屋につきパソコンとプリンター、スキャナー、デジタルカメラ、液晶プロジェクターなどなどございますけれども、主にはそういった機種を一教室に備えるということでございます。よろしく申し上げます。

○11番（真野和久君）

それと、その設計書を書いてもらった業者の選定というのは、どういうふうに行っているのかについて説明をお願いします。

○学校教育課長（山田喜久男君）

実は、平成18年に合併補助金をいただきまして、立田中を除く中学校、教職員の事務用のパソコンも購入をさせていただいておりますときに、システムについてコンペを行いました。先ほど申しましたように、学校関係者、財務関係者、教育委員会等がシステムを選んでおります。したがって、設計業者は当然そういった専門業者ですけども、その業者もこの指名に入る

資格はあるんですけども、今回は外しております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

先ほどの談合をめぐる議論の中で、市として業者に談合の意思があったとしても、談合が成立しないようにどう努力をするかということが必要だろうというふうに思うんですね。その点で、簡潔に言えば、談合に応じないアウトサイダーをちゃんと入れていけば、談合は成立しないということだろうと思いますし、地元業者優先というのは必要なことなんですけど、ともするとそれは、地元業者しか指名しないということになりますと、非常に談合がやりやすいということになると思いますので、やっぱり両立する、地元業者優先でやりながらも談合が成立しないように、やはりそうじゃない業者もきちっと入れていくということが必要ではないかと思うんですね。今回の場合で言えば、落札業者以外は法則的に数字が並んでいるような感じがありますので、予言を言えば、落札業者以外のもう1社が争ったような傾向が数字的には出ているわけですが、その点、一回一回談合の数字というのは、分析すればどういう傾向があるかということがわかるわけですから、市としてそこをきちっと分析をして、その後の指名競争入札をやる場合は生かしていくことが必要ではないかと思うんですね。

今、副市長の答弁では、その辺が市の姿勢として感じられなかったんですが、どうでしょうか。ちょっともう一遍答弁をお願いしたいと思うんですが、そういう努力はできないんでしょうか、談合ができないように努力するということは。答弁をちょっとお願いいたします。

○副市長（山田信行君）

御指摘のことはごもっともなことではございますが、本来、一般競争入札が原則の中で、私も指名競争入札方式をとっておるわけなんです。そういった中で、御指摘のありましたように談合が行われないような、そういった目線で常々入札を行ってきておりますので、引き続きそういった点ではきちんと考慮をしていきたいと考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

25番・加藤敏彦議員。

○25番（加藤敏彦君）

1点用語について確認だけしていきたくと思いますけれども、入札執行調書の写しの中の物品内容で、「ディスクトップパソコン」という言葉が使っておりますけれども、デスクトップパソコンとディスクトップパソコンでは意味が違うので、このディスクというのは円盤のことを意味するんじゃないかということで、言葉としてはデスクが正解ではないかというふうにちょっとおっしゃるんですが、そこら辺ちょっと確認だけしたいなと。

○学校教育課長（山田喜久男君）

申しわけございません。おっしゃるとおりでございます。Dをどうやって発音するかという話になると思うんですけども、今回出させていただいておるのは卓上型ですので、日本流に言うと「デ」だと思います。申しわけございません。

○25番（加藤敏彦君）

それで資料なんですけれども、これでいくのか訂正するのか、そこだけちょっと確認を。

○学校教育課長（山田喜久男君）

契約の中身は「デ」になっていきますので、この執行調書を書くときに「ディ」という書き方だけですので、執行調書は当然決裁が落ちておりますので、そちらの部局と調整をして訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第78号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第78号：中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、議案第78号：中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結について。

下記のとおり中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約金額、金1,974万円。4. 契約の相手方、愛知県名古屋市中村区稲西町101番地の1、千代田電子システム株式会社 代表取締役 石田 拓。5. 納入期限、平成22年3月25日。

提案の理由といたしましては、中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入のため、必要があるからでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第78号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

先ほどちょっと答弁漏れがありましたので、1点お伺いしたいと思います。

この予定価格を決めるに当たって、行政がこういったノウハウがないので、こういったところで情報収集されるのか、そういった業者との接点を持たれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（山田喜久男君）

おっしゃるように私ども、申しわけありません、専門的な知識はございません。そういった中で、くどいようですが、設計業者がおります。設計業者は当然専門的な知識を持っておりますので、そういったところで情報は得ます。ただ、金額については、先ほど来申し上げていきますように、オープン価格のパソコンが非常に多うございますので、そういった中で業者の方が見積もりをとり、その何掛けということで設計を組ませていただいております。そういった中で、予定価格を決めさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

11番・真野和久議員。

○11番（真野和久君）

1点確認しますが、一つはこの中学校の関係についても、設計書に関しては同じ業者と対応しているということによろしいんですか。あと、こちらのノートパソコンは何台ぐらいかということも教えてください。

それと、先ほどシステムの構築の中で、ウィンドウズV i s t aをOSにするという話がありました。御存じだと思いますけれども、11月に入ってウィンドウズ7という形に、新しいOSになってきていますが、当然システムの設計をするときの状況と、また多分いろんなドライバーとかの関係もあってV i s t aということになっているのかもしれませんが、その辺はOS等の変更も今後しないということなんでしょうか。一応確認をしたいと思います。今後導入するに当たって、例えばOSをウィンドウズ7にするとかということはあるのかどうか。周辺機器の問題とかもありますので、なかなかそれで確実に動くかどうかということもありますから、その辺は多分相談だと思いますけれども、できれば新しいOSの方が、今後の問題もありますのでいいとは思いますが、そうした点の考え方というのはどういうふうになっているのか、説明をお願いします。

○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方からお答えをさせていただきます。

設計業者については、小学校と同じでございます。こういった設計を組むに至った背景というのが、合併する前、いわゆる旧4町村の中で、パソコン教室そのものに入っていたシステム

がばらばらでありました。したがって、ある学校がこういうことができるけど、ある学校はこういうことができないというような状況になっておりました。それを統一したい、同じことを学ぶようにしたいということの中で、こういったコンペを開き、システム構築をしてきた背景がございます。そういったことで御理解をいただきたいと思います。

それから、台数の関係ですけれども、デスクトップが43台、ノートが17台でございます。

それから、いわゆるOSの関係です。議員おっしゃるように、せんだってウインドウズ7が発売をされ、かなりの人気を得ているというふうに解釈をしております。

私ども、Vistaがあまり人気がよくなかったということも承知をしております。しかしながら、それまでのパソコンにはすべてXPが入っている。XPの方の保管期間というのが延長をされたということも承知をしておりましたけれども、今回入れるに当たって、今のXPでは長い期間はもたないだろうという中で、その7という概念がまだ私どもにはございませんでした。したがって、入れかえていくかということになるわけですけれども、システムの関係で難しいのかなというふうには感じておりますが、検討はさせていただきたいと思います。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

#### ○22番（永井千年君）

先ほどの談合の話の続きなんですが、入札価格の法則性といいますか、単に落札率だけではなくて、今回の場合だと千代田電子システムが85.37%で、次が丸石商会で95.35%という数字で、それ以外は全部95以上出ているわけでありますが、一般論で言えば、95を超えると限りなくこれはもう談合だという言われ方をして、談合が成立しなければやはり9割を割ると。公共工事においては8割そこそこまで下がるというのが一般例だということが言われておりますが、そういう点でやはりだれかが、例えばこの中で業者1社がチャンピオンになって、ほかの業者に「あんたのところ幾らで書いてくれ」と、こういう談合をやれば、それはやはり規則性というのが出てくるわけですよ。だから、先ほど副市長の答弁にもありましたけれど、絶えずこういうことはその都度その都度言いながらも、発注する側がきちんと分析をするということをあまりやられてこなかったと思うんですね。ぜひこれは、エクセルを使いこなせる人もあると思いますので、きちっとそういうので分析をすれば、一定の傾向が業者ごとにも出てきて、これは怪しいというのは当然浮かび上がってくると思うんです。そういう点で、一般論で言っているだけではなくて、ぜひ一度そういうことをやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

これからも談合防止のために、私どもいろんなことを研究やら勉強をして進めていきたいと思っております。

先ほども市内業者を優先するというようなこともございましたが、市内業者を選定していく

上でも、同じ顔ぶれにならないようなことを常々考えておりました、進めておるわけですが、より一層、今回を契機にまた研究やら見直しができることであれば、見直しを進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第72号から議案第78号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第78号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第72号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第72号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

反対討論を行います。

質疑の中でも、この11年間、毎年のように一時金も給与も下がってきているということで、今回も年間で2.4%、平均で12万7,000円台の大幅な削減となっています。

また、質疑の中でも、愛西市における民間との格差という問題についても、存在するかどうかははっきりしていないということも明らかになりました。

ことしの春闘におきましては、例えば国民春闘共闘では5,052円の1.81%、連合では4,848円、1.67%、経団連がまとめた数字でも大手で5,758円で1.81%、中小で3,486円で1.3%と。国家公務員のことし1月の定昇率も1.0%ということで、昨年に比べれば基本給というのは引き上げ傾向にあるというのが事実だと思うんですね。

ところが、今回の人事勧告はこれらの事実と矛盾する。それは算定の方式などで100人以上から50人に切りかえたり、いろんな業種をまぜたことによって、実際にこうやって労働組合や経団連がまとめたものと違った数字が出てくるということは、大変大きな意図的なものを私は感じるわけです。人事院勧告というのは、労働基本権の代表として行われているものでありますし、このような意図的な引き下げが実行されることは、労働基本権の代償性を放棄する不当なものだという認識であります。したがって、今回の提案のような大幅な賃金削減は認められません。既に夏の一時金削減0.2ヵ月が、その後交渉が行われた民間中小、つまり公務員の給料が決まったら、次は中小の交渉が始まるということで、民間中小の一時金削減が0.2ヵ月とストレートにそのまま影響を及ぼしており、賃金削減のサイクルを加速させる働きをしています。

日本経済の再建にとって求められていますのは、今内需の拡大であり、それに最大に寄与するものは消費購買力を高める賃金の引き上げであります。公務員労働者の賃金引き下げは、公務員労働者の生活だけではなくて、民間賃金にも影響を及ぼし、消費拡大に逆行をするものです。ほとんどが中小企業である愛西市における市役所の給与の引き下げは、賃金削減のサイクルが働く大変大きな要因であります。やはり給与引き上げ、消費がふえ、生産がふえ、給与が引き上がるという、そういうサイクルに持っていかなければならないのではないかと。その点で、今回の引き下げは逆行するものでありますので、本条例による給与引き下げには賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、この議案第72号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第73号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第73号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

この議員の期末手当については、何度も異議を唱えてきております。私がおかしいと思っ
ている部分につきましては、今までも議会でお話をさせていただいておりますが、加算分につ
いて、市長の裁量でもって議員の加算分が決定されているということで、条例がそう定まっ
ております。それはやはり市長と議員の関係からして、大変地方自治法からしても矛盾のあること
であると思っておりますので、今回の条例改正については反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第74号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第74号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条  
例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

先ほど申し上げましたように、加算分について今回質疑をさせていただきました。条例に定  
めてあるからとか、過去からの経緯からこの加算分が妥当であるという御意見ですが、やはり  
市民にわかるような形で、この加算分の妥当性について説明されるべきであろうというふう  
に思っております。



それから1点、要望ではありますが、先ほど質疑のときにも申し上げましたように、一般の民間企業ですと、入社したばかりの人はボーナスが1ヵ月、部長が2ヵ月とか、そういった何ヵ月ということで大変わかりやすい示し方がされます。しかし、市におきましては、基準の部分で金額の操作がされ、結果的には同じ月数だというような示し方がされておりますので、私は今後、愛西市の財政やこういった給与につきましては、市民にわかりやすいような愛西市独自の示し方をしていくべきではないかなということを考えておりますので、それを1点要望として発言させていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第75号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第75号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第76号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第76号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第77号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第77号：小学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

質疑でさせていただきましたように、私は今回の入札結果を見まして、やはり談合の疑いを持ったわけです。それに対して、当局の方は調査をされていないということで、調査不十分が一つの理由として反対をいたします。また、議案の説明の中で、実績のある業者及び市内の業者ということで、これもやはり談合が起きやすい業者選択ではないかというふうに思います。日ごろから市民の方々から、新規の方がなかなか参入できないという御意見もいただいているわけで、やはりこういったやり方ではなく、新しい業者を参入していくことにより、こういった談合を防ぐことができるのではないかなということも思っております。

また、先ほどOSの問題もありましたが、この時期になぜ急いだのかということも感じているわけで、先ほど答弁にもありましたように、V i s t aは大変スピードも遅くて、人気のないOSというふうに聞いておりますが、その辺についてももう少し慎重に審議されるべきではなかったかということも感じております。以上の理由で反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第78号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第78号：中学校パソコン教室コンピュータ機器等購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言ごあいさつをさせていただきます。

平成21年第5回の臨時会をお願い申し上げました。内容につきましては、いろんな御指摘もいただいたわけでありますが、まさに今後の事務事業を進める中で、またお聞きした点につきましては、十二分に留意して進めてまいりたいと思っております。大変長時間御審議をいただきましてありがとうございました。

また12月1日からは12月定例会をお願い申し上げます。くれぐれもよろしくお願いを申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成21年第5回愛西市議会臨時会を閉会といたします。

午後0時17分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

加賀博

会議録署名議員
第20番議員

大島功

会議録署名議員
第21番議員

大宮吉満